

## 不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第60回

認められている。今回、私が気になつたのは歩道を覆い尽くすといつても過言ではないほど飛び出している「日よけ」だ。

を見かけたことがあるが、環境面でも景観面でも人に優しく、  
気分がよい。

敷地を飛び出して道路上に看板を設置する場合、道路占用許可を受け必要がある。道路占用許可基準による。

いえず、むしろ歩行者に圧迫感を与えてしまっている。

【学生の】  
店舗を出店する際、シンボルともいえるのが看板だ。店舗の名前、営業内容、営業時間、連絡先など、広報と集客のための重要な事項が掲示される。看板には建物に取り付けるタイプ、自地面に置くタイプ、自

立柱のタイプがある。このうち、建  
物に取り付けるタイプは「平板看板」  
「袖看板」「日よけ」に細分できる。  
看板は人目に付かなければ意味が  
ないこともあり、建物に取り付ける  
タイプについては一定の条件の下  
で、敷地から道路に飛び出ることも

井部周斗

不動産学部2年

私が通っている大学では周りの道  
路上に木々が伸び、枝や葉が日よけ  
を作っている（垣田将吾「不動産の  
不思議第2回」13年10月1日号）。

店舗に並ぶ客に雨をしのいでもらおうと、店のはからいで口よけを作ったのだろうが、高さも出幅も明らかに基準から逸脱している。口よけは、迷惑な施設になつてゐる。  
だが、この家を売買する場合は撤去して合法的なものとするんだが。

私と公が出会う道路境界線部分の利用は柔軟であつてよい。袖看板による公空間の半私的利用や街路樹が敷地を覆つ私空間の半公的利用などが重層すると地域の魅力は高まる。もとより公空間を私的に占拠する行為は別物だ。

店舗の日よけ

劣悪で健康面にもよくなないとい

# 合法性チエックの仕組みを

売買で合法性のチェックが入ることと同じように、日常の利用方法について合法性のチェックが入る仕組みがあれば、住民同士では伝い違法や迷惑が解消できる。



#### 歩行者に圧迫感を与える店舗の目よけ